

様式第10号（第5条関係）



年 月 日

朝霞市議会議長 様

議員名

田辺 淳

政務活動費収支報告書（議員用）

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和6年度（令和6年4月分～令和7年3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費	240000	
利 子 等		
合 計	240000	

2 支出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費	240000	
合 計	240000	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円

預り金
5万円以上
200円印紙
(印紙貼付の
契約書に用いる)

貸室賃貸借契約書

所在地 朝霞市西弁財1丁目7番17号(丸尾ビル)

住宅の一部 3 階 1 室 (301 号室) 契約人員 名

賃料 一ヶ月金 25,000 円也 管理費等 一ヶ月金 5,000 円也
(家賃、共益費共に消費税別途)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は 令和5年9月1日 より 令和8年8月31日 迄の
向う 3 年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金、敷金、保証
金の有無にかかわらず父事あれば当番会費の上を納入し、契約期間を更新する
ことが出来る。

第2条 乙は翌月分の賃料を毎月 末 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する
方法にて支払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は権利金、
敷金、保証金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け
渡すものとする。

第3条 貸室は現状のまま、居住のみを目的として使用することとし、甲の文章による
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改築造作
・模様替え等の現状を変更してはならない。尚、明け渡しの際は原状回復費用と
して(口賃却りの場合)敷金、保証金より 100% 償却するものとする。或
いは甲の承諾の上、無償にて残置するものとする。

第4条 乙の都合により、本契約を解除する時は 前 に通告し、期間終了と同
時に乙は完全に賃室を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対
にしないこと。但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し、敷金、保証金は乙
に返還すること。

第5条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は
甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は
甲乙協議の上、定めるものとする。

第6条 乙は故意過失を問わず建物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基
づき損害賠償をしなければならない。

第7条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に
請求しないこと。

第8条 乙が無断で一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約
は当然解除され、甲は立会の基に隨意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売
却処分の上債権に充当するも異議なきこと。

第9条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事
項を締結する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総合若しくはこれらに準ずる者又はその
構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい
う)が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行
為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行
為をしないこと。

第10条

- 乙は、本物件の運用につき、次の行為を行ってはならない。
- ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又
は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさ
せること。
 - ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
 - ⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育する
こと。

第11条

- 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、
何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
- ①第9条の締結に反する事実が判明したとき。
 - ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除
する事が出来る。

第12条

乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い
精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。

第13条

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものと
する。

第14条

本件に關し紛争を生じたる場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的
に解決すること。

第15条

特約条項 1. 別紙特約事項あり ①~⑤
2. その他共同住宅入居者遵守事項
備考 更新時事務手数料 7

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、
各一通を保有する。

令和5年 月 日

貸主(甲) 住所 丸尾建設株式会社
氏名 代表取締役 尾崎 龍夫

借主(乙) 住所 埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号
氏名 埼玉朝霞市三原1-12-24

連帯保証人 住所 田口 3号
氏名 [REDACTED]

仲介人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

取引主任者 登録番号 第 号 氏名 [REDACTED]

☐ 敷金・☐ 保証金 預り証

金 円也 ☐ 敷金・☐ 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。
貴殿との本契約解約に際し本物件明け渡しの際、貴殿が本賃貸に關する一切の債務を清算
したのちに間違いなく御返し致します。
尚、上記金額に対し賃料に充當又は、貴殿の債務支払い並びに賃権設定等に使用される事
は、固くお断り申し上げます。

領收證

番号 30 / 号 陸

田江 彦 様

合 年 用

発行日 5 年 9 月 1 日

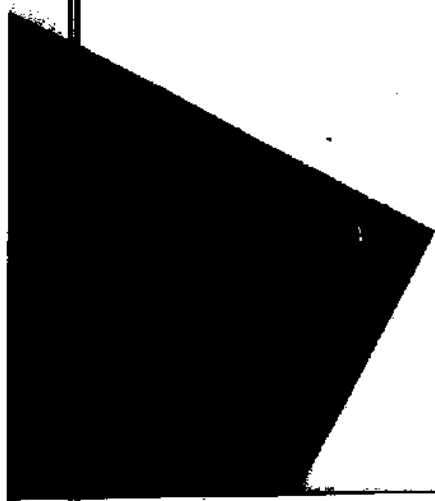
文庫部 文庫課 文庫課 文庫課

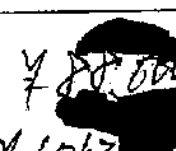
契約条件

受取 金額	支払 金額
----------	----------

⑤ 5月 9日 / ⑤
⑤ 8月 8日 31 / ⑤

⑤ ⑤ 88000 ⑤ 25000
⑤ ⑤ 5000
⑤ ⑤ 8000
⑤ ⑤ 78000



5年 12月分	5年11月24日 受取りました T46024/25	領収 印鑑	
6年 1月分	5年12月27日 受取りました	領収 印鑑	
6年 2月分	6年1月31日 受取りました T46024/26	領収 印鑑	

6年 3月分	6年2月28日 受取りました	領収 印鑑	
6年 4月分	6年3月30日 受取りました T46024/27	領収 印鑑	
6年 5月分	6年4月30日 受取りました	領収 印鑑	

6 年 6 月分	6 年 5 月 30 日 受取りました	領 収 印 鑑	¥ 88,000
6 年 7 月分	6 年 6 月 28 日 受取りました	領 収 印 鑑	¥ 88,000
6 年 8 月分	6 年 7 月 31 日 受取りました	領 収 印 鑑	¥ 88,000 下付 ¥ 570
6 年 9 月分	6 年 8 月 31 日 受取りました	領 収 印 鑑	¥ 88,000
6 年 10 月分	6 年 9 月 30 日 受取りました	領 収 印 鑑	¥ 88,000 下付 ¥ 85
6 年 11 月分	6 年 10 月 31 日 受取りました	領 収 印 鑑	¥ 88,000

6年 12月分	6年11月30日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.- 7864-
7年 1月分	6年12月28日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.-
7年 2月分	7年1月28日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.- 7865-

7年 3月分	7年2月28日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.-
7年 4月分	7年3月29日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.- 7866-
7年 5月分	7年3月31日 受取りました	領収 印鑑	